

第九条中第四項及び第五項をそれ一項ずつ繰り下げる。第三項の次に次の二項を加える。

○離島振興対策実施地域における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(昭和二十六年法律第九十号) 第三条の規定により地方公共団体に對して國がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する國の負担率は、同

法第四条の規定によって算定した率が五分の四に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年一月一日以後発生した災害に關し適用する。

○綱島正興君 緩島振興法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

昭和二十八年第十六国会において、離島振興法(昭和二十八年七月二十二日、法律第七十二号)が制定され、離島開発のための基礎条件をすみやかに整備し、産業振興の施策を強力に推進して、離島の後進性を除去するとともに、島民生活の向上をはかるため、特別の措置が講ぜられることとなつたのであります。以来振興の実績は、必ず至つてゐる所以あります。特に、今年三月八日閣議において、昭和三十三年度から地域ごとの総合的な効果を發揮させるために、各省庁に分属している離島振興関係予算を経済企画庁の所管

に括計上することが決定されたのであります。このよな離島振興に対する政府の熱意に對しては、深甚の敬意を表する次第であります。

しかしところ、災害を受けやすい離島の災害復旧事業については、離島振興法に何らの規定がなく、公共土木災害復旧事業費国庫負担法に基いて、本土と離島の別なく一律に國の負担率

が定められているのであります。その

ため、離島振興事業のうち、港湾、漁港などその根幹となつてゐる事業につ

いては、特に國が高率の負担をなすよ

う規定されているにもかわらず、こ

れらの全額國庫負担をもつて修築され

た諸施設が一たび災害を受けた場合、

その災害復旧については、公共土木災

害復旧事業費国庫負担法によつて、本

士と同様に事業費の三分の一を地方公

共團体が負担しなければならないとい

う不合理が生じてゐるのであります。

かくて、離島振興法の趣旨による高率の負担は、災害復旧事業においても生

かされてこなければならないと思うの

であります。

なお離島の地方財政は、いざれも逼迫

しており、地方公共団体の負担が困難

であり、災害復旧が延引する実情があ

りますので、離島振興計画実施上に大

きな障害となつておるのです。

よつて北海道と同様の特例を設け、

該地方公共団体の離島において行う

災害復旧事業費に限り、公共土木災害

復旧事業費国庫負担法に基づいて算定さ

れます。これに別段離島だけが特別なわけ

でなく、北海道地域と同率にいたすと

いうだけのことです。この改正法を提出いたしましたので、慎重に御審議を願いたいと思ひます。

なおこの際ごあいさつを申し上げて

おります。

おきることは、最初本法をこしらえますときに、本土より外海にある離島にいるものをおもに置いていたつてもいろいろ調査いたしましたところが、内海にあるものにおいても、外海にあるものとはどんどういふ地域もござりますので、これもやはり必要にようつては指定をいたして、離島振興法の適用を受けるようにいたしたいと思ひます。この際一言付言を申し上げておきますが、離島における港湾、漁港などその根幹となつてゐる事業については、特に國が高率の負担をなすよ

ういう事情でございます。それらの事情は主としてどういうところからくあります。

実は離島は法律を作つてみてもなお本土の半分しか國庫の援助を受けてないという特別な法を作りましたけれども、

田でございます。離島だけはただいまでも千円でございます。離島振興法と

いう特別な法を作りましたけれども、

田でございます。離島だけはただいまでも千円でございます。離島振興法と

においても、人口比においても受けけていないという実情でございますので、特に皆様の御好意ある御審議を賜わりたい、こういうわけで本法案を提出いたします。すみやかに御審議を願つて御可決下さらんことをお願ひ申し上げます。

○福田委員長 本案に對する質疑は後日行うことにしてお待ちを願いしばらくこのままでお待ちを願います。

おきましては、最初本法をこしらえましたときに、本土より外海にある離島にいるものを主眼に置いていたつても

いたしますと、大体國庫が負担してお

ります。公共事業費は一人当たり年額二千円でございます。離島だけはただいまでも千円でございます。離島振興法と

いう特別な法を作りましたけれども、

田でございます。離島だけはただいまでも千円でございます。離島振興法と

のは、西部の方はアンペア制の料金になつていい。東部の方がアンペア制をやつてある。アンペア制を実施しておる各会社で、電流制限器をどのくらい設備しておるか、その実情を知らせていただきたい。

○岩武政府委員 ほんとうのアンペア制、つまりアンペアによって現実にはかつて、そして料金を徴収しているという意味では、まだ厳格なアンペア制を実施していないことは事実でございます。これは、一つは電流のリミッターの規格なり製造能力なりのいろいろな問題がござりますので、現在まだほとんど取り付けでないものと思っております。従って、お尋ねでございま

すが、これはもう少し生産がまとまりましてから実施する段階にならうかと思ひます。従つて、現在は御承知のよ

うに電灯あるいは小型機器等をワット数で換算して、十アンペア家庭、あるいは五アンペアの需用家というふうに区別しております。

○永井委員 ほとんどアンペア制は正確に実施してないという今の答弁であ

りますが、このアンペア制で新料金を実施してからすでに二年半、今後何年たてばこのアンペア制の正式実施に入る見通しであるか、これを承わりたい。

○岩武政府委員 実は何年かかるか、まだよつと正確な予測はつきかねま

すけれども、大体一番従量電灯の多い東京電力管内のものにつきましても、

現在の生産能力からいきますと二、三年ではむずかしいではないかと思つております。

○永井委員 一番取り付けやすい東京電力管内で二、三年ではむずかしいと

いうことになりますと、北海道とか東

北、こういう地区は大体どのくらいの見通しですか。

○岩武政府委員 従量電灯の需用家のアンペア制といふものは、眞実の意味のアンペア料金ではありませんので、その点は、料金制度としてはやや

大体同じくらいなところでございま

す。簡単に言いますと、東京電力の大

量灯需用家が大体アンペア制をとつて私の答弁からいたしますと、大体年

月といったまでは同じようなことを

なのはないかと思つております。

ただどこから先にやるかという問題、

これはまた別の問題になるかと思いま

す。

それからもう一つの今までリミッタの生産がおくれておりましたのも

は、その規格なりあるいは型式なりの問題に少し議論が出来まして、それで技

術的に少し検討を重ねておりましたので実はおくれたわけでございますが、

今後生産が調子に乗れば、今までによ

うにのろのろしていることはなく、

もつと早く進むと思っております。

○永井委員 大体アンペア制の料金を新設したときには、これは即刻これに

話であったのであります。実施以来二年半、アンペア制は実施していな

い。ただ換算灯数の方式で置きかえてやつておる。今後の見通しも、まだ電

流制限器の生産について問題があつて

ござだらしておるという段階である。

そういうたしますと、どういう意味でアンペア制の料金にしたのか意味がない

と思うのですが、それはどうい

う新料金制度を設定したのか、承わ

りたい。

○岩武政府委員 今実施しております

アンペア料金といふものは、眞実の意

味のアンペア料金ではありませんので、その点は、料金制度としてはやや

邪道といいますか、便宜的な方法に

よつておりますが、アンペア制をとつておりました理由は、これはどんな方法に

よりましてアンペアによって料金を区別することござりますから、例をあげて申しますれば、同じキロワット・アワーを使っております需用家が

ありまして、それが設備しておりま

す。簡単に言いますと、東京電力の大

量灯需用家が大体アンペア制をとつて

おる需用家の半分になつておる。従つて

私の答弁からいたしますと、大体年

月といつましましては同じようなことを

なのはないかと思つております。

ただどこから先にやるかという問題、

これはまた別の問題になるかと思いま

す。

それからもう一つの今までリミッタ

の生産がおくれておりましたのも

は、その規格なりあるいは型式なりの問題に少し議論が出来まして、それで技

術的に少しだけ検討を重ねておりましたので実はおくれたわけでございますが、

今後生産が調子に乗れば、今までによ

うにのろのろしていることはなく、

もつと早く進むと思っております。

○永井委員 たとえは五、六灯程度の家

庭で四十五キロワット・アワー使つた場合と、二十灯なり、三十灯つけて

おる家庭で四十五キロワット・アワー使つた場合とでは料金が違つて、灯数

の多い方がよけい料金を払うというこ

とでございまして、これは合理的な料

金制度だと考えております。例をあげ

ますれば、たとえば五、六灯程度の家

庭で病人があつた、あるいは子供が徹夜で勉強しているというようなことで

四十五キロワット・アワー使つたとい

う場合と、よけい灯数をつけておつて

あまり電灯を使わなくて四十五キロ

ワット・アワー使つたという場合が、

従来の最低料金制ですと同じような料

金になる、これは実情に即しないであ

るうといふうなこと、それからそ

ういうふうな設備に応じます、何とい

うな問題があるところには三割頭打ちを

なせいたのか、ここに問題があると

思ふ。これは従来の料金から何割上げ

らうといふうなこと、考え方はわかるが、

そういうような、考え方はわかるが、

正しく言えば一〇%の値上がりだ。

○岩武政府委員 施不可能な条件の制度というものを

実施しているといふうなこと、それからそ

ういうふうな設備に応じます、何とい

うな問題があるところには三割頭打ちを

なせいたのか、ここに問題があると

思ふ。これは従来の料金から何割上げ

らうといふうなこと、考え方を考慮して、両方の面から

いうふうな設備に応じます、何とい

</

でも、中の灯数等の区分に応じて一部
いじったところもございますし、そう
しますと、やはり三割頭打ちの問題が
起つております。そこで今度はそういう
うふな地域の、つまり最低料金制を
とっておりますところでも十アンペア
相当のところまでのものは据え置くと
いうふうにしております。で、われわれ
の考え方いたしましては、十アンペア
ペア以上の灯数の多い需用家で、三割
頭打ちの適用を受けて、一番その割引
の恩典に浴しておるのは、家庭もござ
いますが、家庭以外のところも相当あ
る。これはこの前お配りいたしました
資料で明白でございます。そういうふ
うに従来この三割頭打ちの問題は、電
灯の需用家に急激な値上がりにならない
よう、しかもそれが比較的消費量の
少い家庭等に対しても急激な影響を与え
ないという顧慮から行われたものでござ
りますが、実態調査をやってみます
と、必ずしもそうではなくて、むしろ消
費灯数の多い、つまり灯数がよけい
あって、しかも消費のキロワット・ア
ワーがそぞろ多くないところが、一番こ
の割引の恩典を受けておるようでござ
います。これは実態調査をしてみます
とはつきり現われてくるので、どうも
あまり公平じゃないのではないか。当時
ねらつておりましたような零細需用家
というと言葉は悪うございますが、比
較的電灯の灯数の少い家庭以外のところ
が相当そういうことになっておりま
す。これはどうもあまり公平な形じゃ
ないじゃないかということで、今度は
することにしたわけでございます。こ
れは最低料金制のところでも同じでござ
ります。もう一つ申しますれば、こ
ういうふうなることになるわけでござい

ます。従来から多数の電灯をつけておつても、よけい使っておられたところは三割頭打ちの問題に割にひつかからないわけであります。ことにアンペア制についてはそうでございます。それはなぜかと申しますと、従来は最低料金制でありますれば、キロワット・アワーがふえればそれだけ料金をよけい払っておる。ところが灯数が多くてもキロワット・アワーが少いというところは、従来の最低料金制でいきますれば料金は少いことになります。それをアンペア制に切りかえた結果、設備料金的な面が出てきて、三割頭打ち制度にひつかかる場合が多くなってく。極端な例をあげますれば、たとえば大きな別荘が一番いい例でございます。そういうところが三割頭打ちの恩典に浴している例が多いようであります。そういうふうなことでございますから、そういうふうな大きいところで三割頭打ちをかけているところはむしろこの際はずした方が合理的にいきはせぬかということをございますので、そういう権衡論も加味しまして今度そういうところだけはずしまして、残りは定額電灯、それから五アンペアないしこれに準ずる従量電灯等は据え置きにしたわけでございます。

して、そして今のところ暫定措置でただ一時を糊塗している。アンペア制といふものと従来の最低料金制なり従来の量制といふものとは、これは質的に次元が違うのです。次元の違うのをそれがより合理的だとか合理的でないとか、合理的ならアンペア制の中における合理的制といふものと、従来の制度において合理化していく、こういうもののいろいろな方法はあるうといいます。だからアンペア制にした方が合理的と言うなら、どうして合理的なことを即刻実行に移さないのか、実行に移すような熱意と努力でそういうことは運んでいるのですかどうですか。やるうとしていないのではないか、実行に移しましたように、リミッスターの規格等につきまして一応検討を終えて、これから生産にかかるという段階でござります。それから先ほど來アンペア制を実施していくないという言葉がござりますが、現在実施していますのは換算灯制でございますが、やはりアンペア制だとわれわれは了解しております。正確にリミッスターをつけなければアンペア制だけなければならないというのでもなかろう、要するにアンペアという基準で料金を計算し支払う、これがアンペア制だと思つております。一々リミッスターをつけなければだめだ、これはアンペア制じゃないというのも私はちょっとどどうかと思つておりますが、正確に理想的なものにいくことにこしたことはありませんから、これはできるだけ早くと思つております。

アンペア制の料金というものは電流制限器を通してそこに現われた数字を正確に支払っていく、こういう条件の上に立つたものではないのですか。ところが現在やっているアンペア制というのは、電流制限器の目盛りを通して支払うべき電流制限器を通した支払いの方法になつてない。これはアンペア制じゃないじゃないですか。

○岩政政府委員 それはそうじやございませんで、リミッターというのは要するにヒューズの一種みたいなもので、ある程度以上のワットの電流が通れば切れてしまうというものでございますし、計器の方は現在のワット・アワー・メーターで計算いたします。現在の制度は理想とはちょっと違つてしまふ場合と同じでござります。正確に言いますならば、たとえば電灯からまたワット数によりますから、結局換算しないませんが、結果的にはミッターが切れるときの使用している二つも三つもつけておるという場合は違つてくるかもしれません、結果的にはこれは同じでございますので、やはりそういうふうな便宜な方法でやるもの最低料金制よりはより合理的だ、こう考えております。

○加藤(清)委員 関連して、この審議を簡潔にするにはどう苦しい答弁をなさらぬではつきり正面に言った方がいい。問題は電流制限器の取り付けといふことが前提とされてアンペア制がしかれたはずなんだ。その電流制限器が生産その他会社の企業努力の関係で現在取り付けられていない。そのことを

局長は認められておる。だからはないだしくねくれておる場合は権利だけ行使されておる、こういうことなんだ。権利だけが行使されて実際には機械が取り付けられないにもかかわらずアンペア制で取られておる、こういうことなんだ。それを早く認めた方が審議は早く進むのです。

○岩武政府委員 先ほどからそういうふうにお答えしておるわけでございます。ただ現在アンペア制でないとおっしゃいますので、これもアンペア制のやり方だ、こう考えております。

○鈴木(周)委員 電気料金をこまかくおきめになつておるようであります。が、第一に電気料金を最近のようによまかくきめた原因がどこにあるのか、また設備投資の関係でできないものまでもきめておるようによまかくきめた根が、あいいうふうにこまかくきめた根拠はどこにあるのか、それを一つお聞きしたい。

○岩武政府委員 アンペア制をとりました趣旨は、アンペアで基準をきめて料金を取つた方が合理的だ、これは先ほど申し上げた通りでございます。同じ消費量のところで、設備といいますか消費します施設が小さい場合と大きい場合は区別するのがほんとうだらう、こう思つております。

○鈴木(周)委員 ただいまのお話は小さい電灯だけの問題で、大口電灯その他に対しても非常に違う計算だと思う。非常にこまかい規定を設けて各会社でやっております、あるいは電力会社だけが勝手にきめて需用家にそれを押しつけておるというような点が今の永井さんの質問の根底だと思う。その原因がどこにあるか、その原因を先に

ういうことにも確かにいくと思う。反物屋が反物を持ってねつて一割、二割もうけるんだ、ローズになつたものもこの中に入れてやるというような意味で多分そういうアンペア制あるいは最低料金をきめた、最高料金はヒューズが飛べば取れないことになる、そういうふうなことにきめた原因を、大口と小口を分けても一つ聞きたい。

○岩武政府委員 ちよつと御質問の趣旨がよくのみ込めませんが、電気料金の制度には世界的にもあるきまつた型もござりますし、またその国の需用なり供給の特性に応じた修正もいたしております。日本でも最低料金制よりはアンペア制が合理的だということは先ほど申し上げた通りでございませんが、かなりそういう制度をやっているようであります。日本で用したわけでございます。またこの前の料金改訂のときに、いろいろ料金制度をいじったわけであります。お話をありました大口等につきましては、従来火力料金といいますか、超過料金制をとつて、二段の大きな幅をとつておつたのですが、これもそのときやめるとか、もつと幅を縮めるという制度をとつておりまして、そのときどきのいろいろな事情に応じてある程度料金制度は合理的に修正していくという方針でございます。ただ御指摘がありました点で、消費者にななかわからにないような料金制度はどうもまずい

いります。われわれも料金制度はできるだけわかりやすく簡単にしたいと思っておりまして、アンペア制もその一つの現われでございます。大口のものにつきましては特約料金などの形で、供給の条件について需用家と相談して料金をきめて参るというやり方もございます。それから比較的小口の消費者につきましては、供給条件を簡単にして料金制度をわかりやすくしておる、これが現在の状況でございます。ただ電気の方は技術的にわかりにくい言葉もございまますので、だれにもすぐわかるというわけには参りませんが、できるだけわかりやすくしたいというのがわかれの念願でございます。

○鈴木(周)委員 ただいまのお話はつじつまが合わないよう思います。「一般消費者の電灯料金」あるいは大口用家の電力料金を、電圧が下ってても時刻も割引も何もしないのは不合理だと思う。永井さんのお話のように、ぜひとも官民合同して、調査会でも設けて合理的にする。たとえは不定時電力と定時電力との値段が非常に違う。東北の方では安いようで高い電力を使つておる。事業をやつておる人から見ると、設備投資に対する能力が十分に發揮されないと、いうことになれば、電力料金は逆に非常に高いものになつくる。こういうことを是正する時代に来ていると思うんだが、当局としてはその調査をする考え方があるかどうか。これは特に大臣からお聞きしておいた方がいいと思います。

○岩政政府委員 御趣旨はよくわかりました。今のサイクル、ボルトの問題でございますが、規定のサイクルを下げるのではなく、それは特に大臣からお聞きしておいた方がいいと思います。

わけでござります。もつとも上つても困りますが……。規定値を維持するのが電気の供給者の使命でござります。ただ残念なことにときどき漏水という問題が起りますし、あるいは火力発電等では事故という問題がありまして、ある期間下るということは、日本のように供給施設に余力のないところでは現在のところいたし方ございません。冬場になりますと、どうしてもサイクルが少し下って参ります。あるいはボルテージも五%くらい下る。これは結局供給力に余力がないわけでございまして、需用の方を切らなければどうしたって維持できない。ちょうど一ぱい空氣を詰めたゴムよりのようなものでございますので、どうしても下ってくる。これは何とかそういう設備をふやして、湯水のときはもちろん、事故の場合に備えて参りたいというのがわれわれ局の念願でございます。

それから質の問題の御質問がございました。これもよい質のものを常時供給すべきことは当然でございます。ただ、産業によりましては、ある期間だけ安い電気で操業した方がよいため、操業したいという産業がございます。たとえばカーベイトとかあるいはある種の電気炉のごときはそういう系統でござります。そういうふうに、冬場は操業をある程度休んでも夏場のときに深夜までも働きたいというようなものがござりますから、そういうときにはやはり電気が安くなる。ことに夜間のものでございまして、余ります電気をそちらで消化してもらうことになりますれば、普通の屋間の電気並みの料金を取るわけに参りませんから安くしてサービスする、こういうことはあります

す。ただ悪いのは、本来常時供給すべきところへときどき供給しないとか、停電がある、これが一番困るわけであります。これは今のサイクル、ボルテージの問題と同じように、発電だけでなく、送電線とか変圧器の問題もございますが、何とか設備をふやすとかあるいは改良をしてそういうことのないようにしたいと思っております。現在でも東北あるいは北陸地方では、年間を通じてそういうふうに四角四面にちゃんと電気を送るということはどちらむずかしいのでありますて、この点はなはだ残念でありますので、われわれといだしましてはできるだけ早く設備を強いたしましてこれに応じて参りたい、こう思っております。

○水田国務大臣 この前申し上げましたように、今のような暫定措置はおもしろくないことですが、じゃこの暫定措置をどう処理したらよいかという問題で、ただいま永井さんからお話をありましたように、アンペア制を早く完全実施の方向へ持っていくといいうなら、これは持つていくべきだと思いますが、急速に持つていけないので相當時間がかかるとするのなら、その実情に応じて、暫定措置をどう考えて、料金の恒久化をもう少し考えたらよいといふ議論が出て参りましょ。また今私どもは電源の開発計画をやって各電力会社ごとに地区別の開発計画を立てておりますが、当分の間各地区バランスを得る開発はなかなかむずかしいので、実際ににおいては九電力間の電力融通を基礎とした計画を立てて対処する以外にしようがない現実でござります。そうしますと、電気料金制度も毎年毎年ただ暫定というだけでは済みま

せんので、ここでそういう問題をあわせた検討を行いたい、そういうことをよって大体解決したいという方針を現在きめておりますから、その過程においてそういう問題は十分検討をしていと考えております。

○加藤(清)委員 関連。ただいま電気料金の問題から質の問題に移つておるようですが、ただいまの大臣の答弁では承服できません。なぜかならば、サイクルだとあるいはボルトの変化が渴水期であるとかあるいは少々石炭が足りない時期のみに限られているような答弁が行われておったのですが、もしそうであるならばある程度しんばうができます。ところがサイクルの問題とボルトの問題は恒久的、慢性的に年がら年じゅう行われている。うそでない。その証拠は、私はかつてベンラスという時計を輸入しまして、これを某所へ寄付いたしました。ところが年がら年じゅう狂うのです。どうして狂うかというと、東京は五十サイクル、関西は六十サイクルということになつておりますから、サイクルの違うところはやむを得ません。アメリカのサイクルと関西のサイクルは同じである。ところが、これを関西に持つていて、当てはめてみると、年がら年じゅう狂つて時計まで悪いということになつた。検査してみると、時計はちつとも悪くないということがわかつた。何が悪いかというと、サイクルに誤りがあった。六十サイクルない。ボルトも足りない。だんだん調べてみると、このことがやがて日本の時計業界に悪影響を及ぼしている。国会のように変圧器を十分に備えて行うところでは電気時計も可船でございまするが、その他

の地方では電氣時計といふものはもう当てはまらない。今日行われておる電氣時計は何かというたら、簡易の乾電池時計だ。直接電氣を引き入れての電気時計は日本には当てはまりません。なぜならもとが年がら年じゅう變るから狂う。これは具体的事實なんです。もしそうであるとするならば、料金と関係して考えてみた場合に、料金が原価主義であるならば当然看板と違った低いところの電氣を送った場合には料金を安くしなければならぬはずなのです。ところがそれは安くされたためしがないということになると、羊頭を掲げて狗肉を売っておるということになる。そうして電氣会社はもうけておるということになる。なるほど需給のバランスがとれないからこうだとおっしゃつても、需給のバランスがとれなくて悪いものを送つたら料金は安くするものが当りません。原毛の需給のバランスがどれなくてスマを入れたら値段は安くしなければならぬはずだ。そのことはほかでは行われておる。電氣に限つてはそれが行われておらないといふことははどうしたことなんです。電氣会社だけは公共事業だから大目に見て悪いものを売つて高い値段をとつておつとも許す、こういうことが今行われておるはずでござりますが、それに対して大臣はどうお考えになりますか。需給のバランスは見通しからいくといふとここ五、六年はとうていできないというと、五、六年も将来なお悪い電氣を高く売るという具体的事實が行われていくとするならば、この具体的事實に対し政府は早急に対策を考えられてしかるべきだ。國民は迷惑している。百ワットの電灯だと思ってつけて

いるが事実明るさはそうでないといふことになる。ごまかされておることなんですね。余分な料金を払つてゐるということなんですね。これは国民がとうとうはえらい迷惑しこくなことなしです。そのゆえに工場の機械の動きが今までが変つてくる。スピンドルの回転数が変つてくることはあなたは御存じのはずだ。一般家庭のみならず、土建工事にまでこういう影響を及ぼしておりますが、これに対しても産大臣はどう対処なさいますか。

○水田国務大臣　この問題は行政監察の問題でござりますので、これは十八日までどういう監督を強化するという以外にござらないと存じます。

○加藤(憲)委員　はつきりと原価主義をとりますか。

○水田国務大臣　この前申し上げましたようにやはり将来の料金制度を考える場合でも原価主義をとらざるを得ないだろうと私どもは考えますので、その方向で検討するつもりであります。

○加藤(憲)委員　電源開発会社の卸料金は特に促進法によつて原価主義がとられておる、公益事業令の規定から特に除外されておるはずなんです。現行の認可方針からいきますと、この精神から遠く離れておる。だから今の場合のように質の悪い電気を本物だといふて売つておるところにも大きな不正がある、精神と離れておるだけでなしに大きな不正がある。これに対して原価主義をとられますが、とられませんか。早急に直されますが、直されませぬか。

きめる、こういうことでござります。御指摘がございましてサイクル、ボルテージの不正常なものに対する扱いでござりますが、これは実は不正常なのが間違いでございまして、何とかしてこれを直さなければいかぬと思つております。そこでさつきも申し上げましたらうと思っております、もし違うことは、私はないと思つております。大体夏場の豊水期、それから秋口等は上り申しあげましたように、冬場は下ることがございます。これは私たちは料金で処理いたしますよりも、そういうことがないように努力いたしたいと思つております。

○南委員 永井さんの質問に観念的に返事されているのであります。私聞いておつてよくわからない。キロワット・アワー制度をアンペアの制度に変える、こういう方が合理的だと言われます。その合理的な理由を局長よく説明していらっしゃる。設備的な点を加味してアンペア制度が合理的だといふ。ところが私たちの家庭では配線から設備から一切需用者負担です。配電会社は一銭も持つておりません。設備はみな需用者に持たせて、設備の点を入れてアンペア制が合理的だと言われても、どうしても私は納得できない。われわれが電力会社に金を払つてやつて、二十五灯つけたら四十五キロしか使わないのに、十灯つけて四十五キロしか使わぬものを高く払わなければなら

ほか、その点をあなたはさつきから設備、設備と言われるのですが、一相がつさい電力会社が持つて下さるならば一応の説明はつきます。ところが事実は全然お持ちにならぬことは、こればかりは局長あなた家に帰つて奥さんにお聞きになればすぐわかる。外線から内線から設備一切需用者負担です。最初の定額灯は電灯会社がつけてくれます。が、それからは一灯ふやすごとに電灯会社に頼んでも二カ月も三カ月もはつてある、どうにもならぬから、配線工事を全部電力会社のいわゆる認定された業者に頼んで、しかも届出をやつて、許可を受けて、金を出してやっておるのに、なぜ設備をよけいやつたから料金が高くなるのか。

○ 岩武政府委員 局長の御回答は固定費と
が、いろいろそういうものに接分して
きめてあるというのですが、もう少し
わかりやすく理解すると、二十五灯つ
けて、そして二十五灯相応に使わぬ場
合、電力会社は使うときに送らなければ
ならぬ義務があるから、そういうも
のを使わないでおいてもまけてやらぬ
のだ、こういうふうに私にはとれる。
もしそうであるならば、これはすぐボ
ルトの問題、サイクルの問題に關係し
てくる。今電灯に送るかもしれないとい
うことを予想してそういう施設を持つ
ておるから、お前のところは同じ四十
五キロ使ってもアンペアでいく、高く
取つてやる、そういうことになつてく
ると、今度は設備したものは全部金
を出させておいて、使うかもしれないと
れが下つたらまけてくれるのが当りま
えなんだ。そういうときにはまげぬで
おいて、今度は設備したもののは全部金
を出させておいて、使うかもしれないと
いうのも、お前は使うかもしれないか
らアンペアでよいとするということで
は、電力会社の比重がどうなつていよ
うが、われわれみたいに頭の悪い者に
はどうしても理解できない。これ以上
質問いたしませんけれども、もう少し
頭の悪い者にわかるように御説明願い
たい。

価をいろいろ需用の態様に応じて分けた方が合理的だらうということを申し上げたのであります。

それから今の不正常な供給つまりサーキュラを下げたりボルテージを落したりということは、先ほど来申し上げたように認めてはならぬことだと思います。ただ緊急的な場合にどうしても下げるよりも、そういうことは何ですが、広く薄くごんばう願つた方が、要するに緊急避難というふうな要素になりますので——これは役所としては別段認めているわけではございませんので、できるだけそういうことがないようになります。ただボルト、サイクルの問題は需用家全体につながった問題で、一つの緊急避難のような要素もござりますので、われわれとしてはできるだけ認めたくないという気持でやつております。

○永井委員　だいぶ関連質問がついたのですが、大臣これからのお聞きおきを願いたいと思います。

局長は先ほど来アンペアは設備しないと言つているのですが、アンペアを実施している部分があります。大体電気会社に聞いたら、東電では三百万戸の需用家に対しても二十五万戸はアンペアを設備していると言つている。それからどういう場合にアンペア制を設備するかといえば、新しく家を建てて電灯を新設する場合、これは電流制限

器を設備している。それから定額制を従量制に切りかえた場合も電流制限器を設備しております。これはなぜかといふと、前の料金と比較することができない。前の料金から上ったとか下ったとか、三割頭打ちでどうとかという条件のない新設の場合、それから定額制を従量制に切りかえた場合、これはアンペアを設備しておる。こういうようなやり方にはやはり経済的いろいろな操作——手練水管があると思うのですが、その点については局長はどういうふうに考えておるか。二十五万戸内外のアンペアが設備されておる。それから今言つたような二つの場合、これは機械を設備しておる。こういうことについてどういうふうに理解されておるのか伺いたい。

いてまだ技術的に研究の段階である、論議の段階であるという不正確な電流制限器が大体二十五万户設備されているようです。これはどういう条件で設備されているのか、電気測定法の第七条によりますと「電気ノ取引ニ使用スル電氣計器ハ検定ヲ受クヘシ②電氣計器ノ公差及検定ニ関スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」古い法律ですがこういふ規定がある。この二十五万户の電流制限器については承認検定を行なつておりますか。

○岩武政府委員 先ほど来申し上げましたように、電流制限器は計器ではございませんで、これは一定量以上の容量の電気が通った場合に切れるという装置でございます。取引に使います積算電流計は、あれは確かに型式承認と抜き取り検査をやつております。きまつた方法で検査したものを使つておられます。電流制限器の方はたしか電気料金でございますから型式承認が必要ると思っておりますが、現在使つております二十五万户のものは、先ほど来申し上げましたように目下検討を終つたところだと申し上げたと思いますが、その結果出たものだと思います。多分承認されるのではないかと思います。なお間違いましたら後刻取り調べまして御報告申し上げますが、型式承認取扱規則に当てはまるものだと思っております。

○永井委員 専門的な、取扱いの技術的なことはわからぬのですが、電気の取引に使用する電気計器といえばアンペアもそれに入るわけですが——これはもう少し研究さしていただきますが、もし入らないにいたしましても、これは五アンペアだ、十アンペアだと

いうことで料金が支払われるわけです。からこれは取引です。その取引の計算器が不確定だ、まだ研究の段階だといふものを二十五万戸もつけて、それが取引の計算の基礎になつておるというところについては、懲らしかでないと思うのです。実際の料金を支払いながら、需用家からいえば試験的にやらされておる。これはほんとうに五アンペアなのか十アンペアなのか、こういう点についてはこういう規則があるから、政府がこれにタッチしてちゃんと十分な検討をしながら安心だ、需用家はこういう信頼感に立つておる。それを何もしていないで、それが設備されて取引の計算の基礎になつておる。これは重大な問題だと思うのです。

○ 岩武政府委員 その点は今御答弁いたしましたように、その二十五戸でありますか、これは私の理解いたしておりましたところでは電気用品取締規則で型式承認を与えておるものではないかと思っております。先ほど来申し上げましたように目下検討中とは私は申し上げなかつたと思います。検討を終つたと私は申し上げたつもりでありますので、検討をしたために生産がおくれたのは事実でござります。

○ 永井委員 これは言葉のやりとりや何かでなしに、先ほど来今後何年かかるかと言えば、三年も四年もかかるだろう、こういうことなんです。料金の問題その他は別にありますけれども、主として技術的なことでそうかかる、こういうふうにわれわれは了承した。ところがもう新設のものとか、あるいは定額から従量制に変わったようなものは、会社はアンペアをやつておる。そういうものを積み重ねていつて現在二

十五万戸ある。そうして從来のものにおいてやるという意欲は現在ないようだ、そういう問題が料金の問題にあるのか、この問題をはつきり突き詰めて、料金にあるならば料金の問題をないにしなければいけないし、もしさういふ計器や電流制限器の技術の内容にあるならば、私はそんな不確定なものでアンペア制を実施したということはふらちではないかと思うし、あるいはこの検査制度その他によつて正確なものが出でこないで、そういういかげんなもので今取り扱われて取引の基礎になつておるとするならばこれも重要な問題だ。私は問題を三つに分けてその問題の所在を正確にしていかなければ、問題の解決にはならないと思う。先ほど来局長はすいぶん丁寧に長々と答弁するけれども、みんな聞いていても何を言つているのかわからない。与党の連中だつてわからない、苦しい答弁ではないし、はつきりとしてもらいたいと思う。

生産を促進して、おっしゃいました意味の理想的なアンペア制に早く移行したい、こういうふうに考えております。

○永井委員 私はそこで問題があると思うのですが、もし三割頭打ちの料金制度があつて、そしてアンペア制に切りかえたならば、ぐつとはね上ること

は確実であります。いろいろな、アイロンが何ワットあるか、あるいは扇風機を使えば幾らあるかというようなことを計算していきますと、どうし

たって、ある部分については倍以上ある。そういう料金が上るので、現在の三割頭打ち制度を地ならししていく

程度の期間を置かなければ需用者が騒ぎ出すからというような経済的な関係で、アンペア制度というものを実施しながら、これを会社がそろばん玉をはじいてサボつておるとするならば、私はこれは重大な問題だと思うし、もう一つは、アンペア制の料金を認めておきながら、アンペア制を実施するための基礎となる電流制限器の技術的な内容とか生産の能力とか、そういうのが二年半たつてもまだ今検討中である、あるいはどういう状態にあるかという実態さえその監督の任にある当局が正確につかんでおらない、アンペア制実施について熱意を持つておらないというやうないかげんな制度を実施したことについては、その無責任については私は当局を追及しなければいけないと思う。

それから現在の実施の段階で、そういう不確実なものももしこの料金の計算の基礎になっているとするならば、

私はこれは電気会社に対してもあるいは当局に対しても、その責任を追及します。それが今後どうなるかという見通

でない、実施して半年や一年じゃ

き詰めていけばはつきりとしてくる。

ですから問題の所在というものは、突き詰めていくと、どんな状態になつ

なければならないけど、どう思つてますよ。それが今後どうなるかという見通

でありますから、こういう状態に対し

しも皆がわからないというような、こ

んなでたらめた料金制度というものは、あるものじゃない。これは重大な問題

でありますから、こういう状態に対し

て大臣は、今までのこの三つの問題の

検討についてどういうふうな印象など

か、一つ所見を伺いたい。

○水田国務大臣 問題の所在は十分わ

かりました。私の考へでは、相當実態

は当局において調査されているはずと

思つておりますので、この点は、問題

の所在がわからましたから、十分帰つ

て調査しまして、はつきりしたことを

思つておりますので、この点は、問題

の所在がわからましたから、十分帰つ

て調査しまして、はつきりしたことを

つ大臣に聞いておいていただきたい。新しく今回の料金制度によって、農村その他における料金がこういうひどい質疑は、いろいろたくさんありますから、こういうふうな理解の仕方をしておられますから、こういう状態に対し

ういうものが出てくるのではないかと

思つております。その場合には私の方

で十分検討してどうするかをきめたい

と思つていますが、まだ正式にそういう事態ではございませんので、今後

検討すべき問題だと思います。

○永井委員 与党の方からも、この問

題は重大であるから、ただ公式の質疑

応答だけでなしに、十分に問題を取り

上げて今後検討していきたいというこ

とでありますから、私はこの場所にお

ける質疑は、いろいろたくさんあります

が、この程度で終りますが、もう一

つ大臣に聞いておいていただきたい。

新しい今回の料金制度によって、農

村その他における料金がこういうひど

いことになつてゐるということを一つ

知つておいていただきたい。北海道あ

たりで酪農を經營している、あるいは

秋の時期に収穫のために脱穀機を電力

を使つてやつてゐる。こういうよう

な場合、どうなつてゐるかといえば、酪

農業を經營しておつて、まぐさを切つたりなんかするのに一日に十ヶ所か二十ヶ所より使わぬ。それでいても基本料金として一ヵ月千百二十円を取られ

る。そして時間料金として一千円ワット・アワーが五円取られる。一年間にどのくらいの電気料金が支払われているかといえば一万四千四円。そして時間当たりの実質料金は、キロワット・アワーで計算いたしますと三百十一円より実際は使つてない。それにもかかわらず一万四千四円の基本料金その他を支払わなければならない。こういう

も実情を把握しておられた点もかなりあります。ただいろいろ電気の使い方の特殊性もあるようでありますから、どうなつていてますか、具体的な話を承わっておきたい。

○岩武政府委員 今のお話実はまだ私耳に入つておりませんので、検討させていただきます。ただいろいろ電気の使い方の特殊性もあるようでありますから、どうなつていてますか、具体的な話を承わっておきたい。

○水田国務大臣 この際鉄鋼需給に關し、水田通商産業大臣より発言を求めておりました鐵鋼の需給及び価格安

定法案なるものは、まだ検討を要すべく問題が非常にたくさんございますの

で、今国会の提出は大体見合せて、さ

れども詳細について研究を続けたいとい

うこととに私どもは考へております

が、この点の御了解を得たいと思う次

第でござります。

と申しますのは、鉄鋼の状態が最近

相当変つて参りました、外國の需給状

態も緩和されるような状態になりまし

たので、必要量を輸入しようと政府が

考へた場合には、相当量の輸入が可能

である。そうしますと、内地の鉄鋼価

格を昨年のように大幅に変動するよう

な事態は起きなくて済むだろう。この

国会で御審議を願いました鉄鋼関税の

免税措置というのもございまして

設置によって安定することができると

いうような事情が出て参つたこと、それからこの法案で私どもが考へてはいた点は、これ以上まだ上の、という傾向にある場合には、この値を押えるために、いわゆる好況カルテルを結成させてこれを押える、というようなねらいでございましたが、公取委員会と私どもの話で、好況カルテルと不況カルテルを中心とした意見というものはなかなかむずかしい問題が出てきまして、現在これを十分解決するところに至つております。その内容についての主要な点をこの際明らかにしてもらいたいと思うのであります。

○水田國務大臣 御承知のように、現行料金制度は、二年半くらい前に改正されて、いわゆる冬料金と夏料金の一括化をはかったものでございますが、そのときに、その制度を実施すると、さらに鐵鋼の増産対策は現在予定通り進んでおりますし、鉄くずの買付その他についても過当競争を避けた秩序ができる手で安定の措置をとることと、買付の方法をとるというようないろいろな措置も大体できる、さらに高炉、転炉を中心とする設備の増産は今まで通りやるというような、いろいろな点を勘案しまして、今国会には一応見合せて、来国会まで私どもは検討を続けたい、こういうように一応考えますので、この点の御了解を得たいと思います。

○福田委員長 午後一時半より再開することとし、この際暫時休憩いたします。 午後零時十七分休憩

午後一時五十分開議

○福田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 電気料金に関する問題について質疑

○中崎委員 通産大臣にお尋ねしたいのですが、電気料金の値上げが

なればならなくなるということだけは

否認できないと思うのであります。 それから、さらく高い電気料金を支払わな

うしたようなことについてはさらいろいろお尋ねしたいと思うのであります。そこで今回通産大臣としてある場合には、この値を押えるかといふことと、それが押えるといいますかの位置を講じられたやに伝えられておる私たまいた闇かされていないのであります。その内容についての主要な点をこの際明らかにしてもらいたいと思うのであります。

○水田國務大臣 国会ではもうおきめ願いました電気料金制度を承認していただいておりますので、本来なら行政としてはそれによればいいというのを、そうではなくて、政府の別個の措置として、電気事業者に申請をさせて、それを認可すると、うふうな暫定約定をしておりません。この第二回目の措置として、電気料金の特別措置法並びに国会の決議に違反するのだということを通産大臣は御承知になつておられました。そこで同時に、さらに電気料金の値上げをやりたくないという措置で、電気事業者に申請をさせて、それを認可しておいて、別に一ヵ年間の暫定措置としていわゆる三割頭打ちという措置をとっておったわけですが、今回原則としてその制度は残ります。

そういう措置は存続する、ただし先ほどから局長が説明しましたように、アンペア以上の電灯についてはこの措置を解除する、そのほかの従来どつた料金の改訂を行なつたり、値上げをやつたということではございません。 それから、あるいはことさらこれを無視しているのか、きわめて重大でありますので、この問題を通産大臣からもう一度お尋ねしたいのです。

○水田國務大臣 前の委員会でそういうものを変更するときには、この委員会に相談しろという御決議か、申し合せがございましたということは聞いておりますので、今回私もそれによって御相談をかけたというふうに考えておりまして、別に違反ではないと思ひます。

○中崎委員 どういうふうに御相談をされたのであります。 その結果、この問題を――電気事業法によりますと、こうした電気料金やあるいは電気の供給条件については供給規程を定めてこれを認可しなければならぬ。 そうして供給規程以外の電気料金を電気事業者が取扱う場合には、その供給規程以外の方法で料金をとつてはならぬ、こういうことがあるのです。 その趣旨は、事いやしくも国民生活に関する重大な問題であり、しかも公益事業であつて、特權を持つておるところの重大な仕事に認可して、もう日ちがないから今回はこれでかんべんして下さいということです。 ここで通産大臣が頭を下げた。 それで、その前においてどういうふうに国會にお諮りになっておるかということを、どうかお尋ねしたいのです。

○岩政政府委員 商工委員会の御決議のあることは重々承知いたしております。

す。それでこれは三十年のときでござりますが、聴聞会を経た供給規程以下でやる場合であったと思っております

が、公益事業令の四十二条のただし書きに、通産大臣の認可を受けて供給規程にきまつた以外の条件で供給し得る、こういうようになっております。

この規程を活用いたしました。存続ということがありました。存続という建前でございますので、値上げとは若干事情が違うかと思います。御了解願いたいと思います。

○中崎委員 全く詭弁もはなはだしいと、いわなければならぬのであります。そういう具体的な問題をとらえて、今回の措置は明らかに違反であると書いてある。しかしも今回また料金を引き上げる。で

あると思うのであります。そういう具体的な問題をとらえて、今回の措置は明らかに違反であると書いてある。

○水田國務大臣 私の方は大体前例に

あるから、これは聴聞会その他の必要な手続きをやるべき事項である。通産大臣が特別の事情がある場合にははどう

ことは、この場合には当時はまらない、こういうことが明らかになつてい

る。ちゃんとそういうことを当時政府の方で弁解されたのだから、そういう弁解は認めない。国会は明らかに国会の趣旨によつてこういうように決定するのだという院議が決定しているわけです。それを政府の方で一方的に、具体的な問題について明らかにすること

は、そうして去年もやつたと言われるが、去年も違反なんです。ただ幸か不幸か、そのときは指摘されなかつたが、今日は明らかに現実の問題となつ

ている。しかも国会に事前に諮ることなく、現にまだ何ら説明をされていない。ようやく今通産大臣からそういう重大的な問題を聞いた。しかもこういふうな問題は、たとえば鉄道運賃の値上げでも同じわけなんだが、これは法律に何と書いてあるか。この場合においてはまるつきり国会を無視し

て、しかも国会開中であるのに国会を無視して、そうして今のようなことをすれば、お尋ねしたい。

○水田國務大臣 前で、今回も聴聞会そのほかには別にかけなくてよろしい、ただし当

商工委員会には一応御相談をかけて、政府はこういうふうにやりたいんだと

いう御了解を得るということで、この手続をやるべき事項である。通産大臣が特別の事情がある場合にはどう

こと、この場合には当時はまらない、こういうことが明らかになつてい

る。ちゃんとそういうことを当時政府の方で弁解されたのだから、そういう弁解は認めない。国会は明らかに国会の趣旨によつてこういうように決定するのだという院議が決定しているわけです。それを政府の方で一方的に、具体的な問題について明らかにすること

は、そうして去年もやつたと言われるが、去年も違反なんです。ただ幸か不幸か、そのときは指摘されなかつたが、今日は明らかに現実の問題となつ

から、こちらで計画書なり何なりを作つて、それを提出して皆さんに御審議を願う、こうおっしゃったわけでござります。ところがその後まだ計画書もそれから審議する材料も全然出でないわけなんです。それで承認を得たものと思われても、これは手続上あなたの方のお約束なさつたことが行われていないよう思います。私の勘違いでございますか。

○水田國務大臣 そうではなかつたと思います。資料も全部お出ししまして、大体十アンペア以上だけを解除し

て、あとは全部原則として存続するといふことをここで述べまして、今後この暫定措置をどうするかという問題については、根本的な電気料金の検討をわざわざ行う。そのときにはまた別個の問題でございますが、そのときにはいろいろ約束したかもしませんが、今回の場合は、私どもから案をこちらへも提出しましていろいろ御検討願つた、こういうふうに了解しております。

○中崎委員 まず第一にお尋ねいたし

たいのですが、聴聞会にかける

こと、前回やつたと言つて、かりに前回を認

回とは大きな要素の違つてあるとい

います。

○中崎委員 これは人がどろぼうをやつておるからどろぼうを何回繰り返

してもらいいというのと同じことであつて、前回やつておるからということでもあるやつたと言つて、かりに前回を認

回とはおわかりでしょか、通産大臣

が、皆さん御意向もこれはしばらく待てといふことを申して、これを受諾させて申

けまして、大体正式にここで認められ

たということではないかもしません

が、皆さんの御意向もこれはしばらく

待てといふことを申して、きのう認可した、こう

こと、前回やつたと言つて、かりに前回を認

ます。

○中崎委員 まず第一にお尋ねいたし

たいのですが、聴聞会にかける

こと、前回やつたと言つて、かりに前回を認

回とは大きな要素の違つてあるとい

います。

○中崎委員 これは人がどろぼうをやつておるからどろぼうを何回繰り返してもらいいというのと同じことであつて、前回やつておるからということでもあるやつたと言つて、かりに前回を認回とはおわかりでしょか、通産大臣

が、皆さん御意向もこれはしばらく待てといふことを申して、これを受諾させて申けまして、大体正式にここで認められたということではないかもしません

が、皆さんの御意向もこれはしばらく待てといふことを申して、きのう認可した、こう

こと、前回やつたと言つて、かりに前回を認

ます。

○岩武政府委員 前回は御承知のようないふうであるならば、聴聞会にかかる意図がない。ただ国会には切つてないのだから、従つて委員会と報告なつたかどうか知りませんが、現にこの電気料金に関する問題は打ち切つたのです。存続をさせない部分は供給規程通りに実行する。存続で、きわめて一部だけ存続させます。

○加藤(清)委員 ただいまの制度そのままから行けば五分とか七分とかねつりますけれども、今度切りかえられますと、これがでんとふえましょう。それを計算に入れた答弁をしていただかないといふ新的な制度と今まで

でのと切りかえの相違というものは実態がわからないのです。今までの答弁では、いつでもそういうふうに言って、結果を見ると、答弁とまるつきり違つておったという結果が出るわけです。それはどうしてかといふと、現行制度そのものを基準にして計算をして答えを出しておる。ところが今度制度が変るのだから、五アンペアといふのが十アンペアにならなければならぬ、十アンペアというのが二十アンペアにならなければならない。そういうアビにならなければならぬ。そういうものがたくさんふえてくるのですから、それを計算に入れてやられたら、七%や一〇%じゃないという答えが明らかにして答弁して下さい。

○岩武政府委員 けさほど來の答弁で申し上げました通り、現在のやり方は換算灯数で暫定的でございますが、電

流制限器の方の計算能力の関係がありますので、急激には厳格な意味のアンペア制には移行しにくいだろうと申し上げました。従つてリミッターをつけ

て、一々十アンペア、五アンペアと新しく区別し直すということは、そう急速に行われないと思つております。残念ながらと申しますが、需用家によりましては仕合せかもしれないが、徐々に切りかえが行われますので、そう急速に十アンペアの階層がふえるといふふうには見ておりません。

○中崎委員 今までの例から見まして、実際においては、政府の方で説明されたそれは業者の代弁的な立場でさ

れるのではないかという気がするくらい、実際にやつてみたら非常にひどい

目につけておる。こういう結果になっておるわけです。今度の切りかえの場合においても、どうしてやみからやみでこういう重大な問題が一方的にやらねばならない。そういうふうにやつてしまえという考え方から來していることは明らかです。だから電気料金の値上げが国会で問題にならぬうちにやつてしまえという考え方から來していることは明らかです。だから

こういうことそくなというか、電力会社のひもつきみたいな行き方にわれわれは非常なふんまんといいますか憤慨を感じておるものであります。たとえばこの前夏冬料金一本化のときに、大体原価採算主義においてやっていくにはこれだけの値上げが必要だということ

のなにが出ておつた。そうするとその後における電力会社の業績は一体どう

ものがどれだけかといふことの統計的な数字を持っておるかどうかお尋ねし

たい。

○岩武政府委員 大体のお尋ねのこと

は、お手元に配つております資料に現

われておると思います。それで御了承

願いたいと願います。

○中崎委員 資料のあるにかかわらずお尋ねするのであります。あなたの方

は専門家なんだから、そうした角度か

らお尋ねしておるのであります。

○岩武政府委員 それではちょっとと時

間がかかりますのが申し上げます。

○中崎委員 さつとていいです。大体要領的に言つてもらえればいい。

○岩武政府委員 従量電灯と定額電灯で現在三割頭打ちの適用を受けまして

需用家に対して割引いております。額

は、最近の一ヵ年間で二十二億五千萬

でございます。それからこのほかに電

力関係の三割頭打ちがございまして、一部でも正式な料金制度に近づけると種類ございますが、そのうちの俗に公共事業と呼んでおりますもの、つまり私鉄あるいはガス、水道、学校、病院といったものが三億円、それからその他の特殊の負荷状態の冷凍、製氷とか、あるいは酸素製造機でございますが、これが約三億円、合計いたします。

○中崎委員 大臣、これはおかしいんです。大体原価主義だということは、その事業をやっているところの事業、それがどれだけ、そのほかの事情によるものがどれだけかといふことの統計的な数字を持っておるかどうかお尋ねしたい。

○岩武政府委員 大臣、これはおかしいんです。大体原価主義だということは、

その事業をやっているところの事業、

それがどれだけ、そのほかの事情による

ものがどれだけかといふことの統計的な数字を持っておるかどうかお尋ねし

たい。

○中崎委員 近年におけるところの電

力ブームといいますか電力会社の収益

といふものは相当のものである。たとえば特殊の東北電力とか北陸電力とか

いう類の例外ばかりにあるとしても、

全般的に見て非常に利益をとつてお

る。内面償却なんかも相当のものなん

です。一時的に相当目に余るものがあ

る。ことに渦水準備金などのごときは

相当の大きなりザーブが残されて、言

いかえればこれはことごとく企業の將

来の内容の充実になつておるわけであ

ります。そうしたものがあるのにかかわら

ず、何を好んでここに至り電気の値上

げをしなければならぬのかを大臣にお

尋ねしたいのです。

○多賀谷委員 ちょっとと関連して……。

会社の赤字と関係なく今度の処置を

やつた、こと行政としては供給規程

通りやるのが当然であるから、暫定処

置を長くしておくわけにはいかぬとい

うお話をだつた。ところがこの前昭和二

十九年の十月に料金が改訂になつて國

会で問題になり、行政の妙として頭打

ちをしたのでしよう。私たちは料金通

りやるのが当然だといって——赤字と

得てもいいだらうと思う。あるいは電

力の融通といふことがあり得てもい

う。そういう全体を調整する法律がちゃ

んとできてもいいと思う。そういうあ

りとあらゆる施策を施して、無理のない

ような事業ができればそれでいいと思

う。べらばうにもうかつておるところ

關係があれば別だけれども、赤字と関

係なくおなりになるというのはどうも

わかりません。大臣に御答弁願いたい。

○水田国務大臣 この前は今おっしゃるような事情がございまして、急激な料金の値上げを防ぐためにこういう措置をとったのでございます。この暫定措置をどうするかが毎年の問題になつてきましたし、今回もいろいろの事情から見て、原則として頭打ちの続行がいいということでおございましたが、一般的に説明していますように、そのうちでも十アンペア以上の解除ということは今の料金制から見ても大体合理的だという結論で、それ一つを行なつて、あとは一番最初作ったときの事情がまだ存在しておりますので、それにのつとつて続行した方がいいんじゃなかいか、こういう結論を出したわけでございます。

○中崎委員 先ほど公益事業局長は、関西電力のごときはほとんど影響がないと言われましたが、言いさえればもとも通りにやつたという意味なんか、あるいは以前から三割頭打ちといふはほとんどなかつたのかちよつとわからないのですが、御説明願いたい。

○岩武政府委員 実は再編成以来、前回まで各会社とも三回料金改訂をやっておりますが、各回における各会社のいろいろな種類の値上げの幅が違つておつたのではないかと思つております。関西電力はこの前のときはあまり電灯をいじつておりませんので事実上三割以上に上るものがないと申しますか、きわめて少数でございますので、先ほど申し上げましたように影響がない、こういうのであります。

○中崎委員 それでは今度は逆にお尋ねします。東北電力も北陸電力のようないくつかの問題がまたまた起るのか。これは通常大臣にお尋ねしたい。

○水田国務大臣 今回の措置によつて北陸電力と東北電力はほかの会社に比べて増収になり方が若干多いといふことになります。しかし、この両社の上げをしておらなかつたと思っております。それで三割以上に出るものが事実上ない。正確に申しますれば、少しはあるかもしけれませんが、ほとんどのない。それで、今度の措置を続けましておきます。

○中崎委員 たゞいま通産大臣が言わることを申し上げたわけであります。

○中崎委員 まず第一に、この前の制度

の制度をどうするかが毎年の問題になつてきましたし、今回もいろいろの事情から見て、原則として頭打ちの続行がいいということでおございましたが、一般的に説明していますように、そのうちでも十アンペア以上の解除ということは今の料金制から見ても大体合理的だという結論で、それ一つを行なつて、あとは一番最初作ったときの事情がまだ存在しておりますので、それにのつとつて続行した方がいいんじゃなかいか、こういう結論を出したわけでございます。

○中崎委員 実は再編成以来、前回まで各会社とも三回料金改訂をやっておりますが、各回における各会社のいろいろな種類の値上げの幅が違つておつたのではないかと思つております。関西電力はこの前のときはあまり電灯をいじつておりませんので事実上三割以上に上るものがないと申しますか、きわめて少数でございますので、先ほど申し上げましたように影響がない、こういうのであります。

○中崎委員 それでは今度は逆にお尋ねします。東北電力も北陸電力のようないくつかの問題がまたまた起るのか。これは通常大臣にお尋ねしたい。

○水田国務大臣 今回の措置によつて北陸電力と東北電力はほかの会社に比べて増収になり方が若干多いといふことになります。しかし、この両社の上げをしておらなかつたと思っております。それで三割以上に出るものが事実上ない。正確に申しますれば、少しはあるかもしけれませんが、ほとんどのない。それで、今度の措置を続けましておきます。

○中崎委員 たゞいま通産大臣が言わることを申し上げたわけであります。

○中崎委員 まず第一に、この前の制度

の不安定な状態が解消されないという状況から、いかにしてこの問題に対処していくかということが一番大きな問題であると思う。今電気料金を上げなければならぬという理由はどこにもない。あれだけの設備と資産、あれだけ内容の充実したものがこれだけ値上げをしてなければならぬという理由はどこにもない。もしかするとすれば、東北電力なり北陸電力のような弱体なものを一體どうするかということが一番大きな問題だと思う。それをほんのちびっとよくなるであろうというような状況下において電気料金をいじくられることは早計だと思つ。この前の昭和三十年三月のときの決議の中にも、電気料金の制度が複雑であるから一般大衆にわかりやすいよう、水火の調整をして、石炭条項その他について根本的に再検討を行つこと、こういう項目があるのであります。それが、一体こういう方面にどういう努力をされたのか。じんせんとして日を過して、しかも火事場どろぼう式にいよいよ日にちもないというときには、根本的に電気料金をいじくるということが何よりも重要な問題であります。しかし、この両社の経営状況は非常にむずかしいのでしょ

う問題がまたまた起るのか。これは通常大臣にお尋ねしたい。

○中崎委員 たゞいま通産大臣が言わることを申し上げたわけであります。

○中崎委員 まず第一に、この前の制度

の不確定な状態が解消されないという状況から、いかにしてこの問題に対処していくかということが一番大きな問題であると思う。今電気料金を上げなければならぬという理由はどこにもない。あれだけの設備と資産、あれだけ内容の充実したものがこれだけ値上げをしてなければならぬという理由はどこにもない。もしかするとすれば、東北電力なり北陸電力のような弱体なものを一體どうするかということが一番大きな問題だと思う。それをほんのちびっとよくなるであろうというような状況下において電気料金をいじくられることは早計だと思つ。この前の昭和三十年三月のときの決議の中にも、電気料金の制度が複雑であるから一般大衆にわかりやすいよう、水火の調整をして、石炭条項その他について根本的に再検討を行つこと、こういう項目があるのであります。それが、一体こういう方面にどういう努力をされたのか。じんせんとして日を過して、しかも火事場どろぼう式にいよいよ日にちもないというときには、根本的に電気料金をいじくるということが何よりも重要な問題であります。しかし、この両社の経営状況は非常にむずかしいのでしょ

○ 岩武政府委員

資料にござりますよ

じゃなくて、影響が軽微だ、そういう

ついてはどう、二十についてはどう、

の内外において強く戦うというか、國

これをお聞かせ願いたい。

○ 岩武政府委員 私の方の認可いたし

ます

うに各会社、各階層でみな違います
が、一例をあげまれば、東京のアンペア
の需用家では一ヶ月平均しまして百十七円
といふデータを得ておりま

す。大体この見当であろうかと思いま
す。二十アンペアの需用家では二百十
七円、これは何割になりますか、実は

アンペアごとの一戸当たりの電力料金支
払い額は、ちょっと統計がございませ
んのでわかりませんが、推測いたしま
すれば、まあ相当な比率にはならぬだ
らうと思つております。

○ 中崎委員

重大な電気料金の値上げのわ
か

問題を扱うのに、まるきりわけのわ
らぬままに、その手がけんで、手練手
管でやつておられる。こういうふうな
ことで電気料金の問題に取つ組まれたの
では、国民はとても信頼してますこ
とはできぬと思う。通産大臣、一体こ
うした重大問題についてどういうお考
えであるか。各需用家にはどういうふ
うな率の値上げになるか。また金額的
にはおよそどういうふうになるのかと
いう、そういう数字さえ事務当局にお
いてわかつていよいよ不用意さるま
での、やはり実情はその辺ではないか
と考えております。

○ 中崎委員

大臣はちょっと勘違いし

ておられるのじゃないかと思うのです
が、以前は夏、冬料金で別々に計算を

おります。

○ 岩武政府委員 私の方の認可いたし

ます

う一つは、従来なら夏になつたら電気
料金が下つているのを、今度の制度で
は下らぬ……「上るんだ」と呼ぶ者あ
り) 上るということではなくて、下らな
いということなんです。じゃ夏と冬は
冬よりも夏の方が電気を使わないで
すから、使わなければ当然下るのはあ
りませんが、事実上家庭において

は使う量が減るのですから、もつと
下つてよかつたのが、そう下らなかつ
たといふくらいで、各家庭が請求書に
よつて電気会社に払う金額というものが
は、事実上は値上げじゃなくて下る、
これはあたりまえのことだと思います
が、下るのでござりますから、そういう
いろいろな点を勘案しまして、かり
に使用量は同じだと見ても、値上げは
やはり十アンペアで百円前後といふ
ことが、いろいろな推計で出てきました
ので、やはり実情はその辺ではないか
と考えております。

○ 中崎委員

大臣はちょっと勘違いし

ておられるのじゃないかと思うのです
が、以前は夏、冬料金で別々に計算を

しております。

○ 多賀谷委員

資料がきわめて不備なま
までこうした重要な事項を認可された
といふうに断定せざるを得ないので
あります。何と言われてもただ勘だ
けで——ことにしかも局長はまだ大
大家じゃない、一年やそこらで幾ら頭
がよくたつて、まだ電気行政の裏
面も表も通じておられない、それなのに
かかわらず、事務当局としての資料さ
はどのようになるかということを
お尋ねしておるのであります。その
お尋ねであるのであります。ところが、
どうしても私たちは納得

できません。さらにこの重大な国
事実上どれだけの家庭に影響するか
という実態調査も前々から行なつてお
りますので、そういうかげんなもの

じゃなくて、影響が軽微だ、そういう
報告でございましたので、私もそうだ
と思っております。それとも
う一つは、従来なら夏になつたら電気
料金が下つているのを、今度の制度で
は下らぬ……「上るんだ」と呼ぶ者あ
り) 上るということではなくて、下らな
いということなんです。じゃ夏と冬は
冬よりも夏の方が電気を使わないで
すから、使わなければ当然下るのはあ
りませんが、事実上家庭において

○ 岩武政府委員

先ほど申し上げまし

たように、びたりとお答えにはまる統
計が実はできておりませんが、十アン
ペアの世帯で月百円と申しますれば、

まあ月七、八百円から千円くらい払う

家庭が多いだらうと思います。従いま
して一割ちょっとのことになると思つ
ております。これはしかし使いいたし
ますキロワット・アワーで非常に違
ますので、まあかりにそういうふうな
家庭を見ますればそういう程度の割合
かと思います。

○ 中崎委員

資料がきわめて不備なま
までこうした重要な事項を認可された
といふうに断定せざるを得ないので
あります。何と言われてもただ勘だ
けで——ことにしかも局長はまだ大
大家じゃない、一年やそこらで幾ら頭
がよくたつて、まだ電気行政の裏
面も表も通じておられない、それなのに
かかわらず、事務当局としての資料さ
はどのようになるかということを
お尋ねしておるのであります。その
お尋ねであるのであります。ところが、
どうしても私たちは納得

できません。さらにこの重大な国
事実上どれだけの家庭に影響するか
という実態調査も前々から行なつてお
りますので、そういうかげんなもの

○ 中崎委員

大臣はちょっと勘違いし

ておられるのじゃないかと思うのです
が、以前は夏、冬料金で別々に計算を

しております。

○ 多賀谷委員

しかし政府としては結

局従量電灯については五アンペアにつ
いて従来の頭打ちを存続する、こうい
うことなのでしょう。ですからその内
部操作については自由じゃないですか。
○ 岩武政府委員 五アンペア、十アン
ペアの区分につきましては前に認可を
与えました供給規程が生きております
ので、その供給規程の区分に従つて需
用家と契約すべきものと思っておりま
す。この例外認可の措置があります
とに藉口して、その供給規程によりま
す区分を事実上変更するということは
適当でないと思います。

○ 多賀谷委員

それはリミッターが取

りつけられる場合はいいのですけれど
もう、リミッターを取りつけるにはかな

○ 水田国務大臣 この措置については
私どもは事務当局で相当調査もさせま
したし、計算もさせましたし、それか
ら事実上どれだけの家庭に影響するか
という実態調査も前々から行なつてお
りますので、そういうかげんなもの

今度値上げになる対象の需用家が、一
戸当たりにして、たとえば十アンペア程
度についてはどうか、あるいは十五に

ついてはどう、二十についてはどう、
その全体の平均をならしたものは一体
どうである、それが今度の値上げに
よつてどういうふうな影響を受けるの
か、その率はどうか、こういうことを
お尋ねしておるのであります。それとも
はわからぬはずないと私は思う。こ
のくらいのことは十分に事務局で用意
があると思うからお尋ねしたのであり
まして、その点を一つはつきり伺い
たい。

○ 福田委員長 多賀谷眞穂君。
お尋ねしておるのであります。
民生活に關する問題をひきさて、院

り費用も要るし時間もかかる。そうするとその間に電気会社としては、これは現在頭打ち制度がないから十アンペアであろうと五アンペアであろうとあまりやかましいわないとある。しかし当然電力会社としては収入がかなりふえることになりますと調査をして、この家庭にはいわゆる熱量を使うところの電気器具があるから当然これは五アンペアになる、あるいはこれは十アンペアになるとして下さい、こう申し出ても問題はないでしよう。

○岩武政府委員 これはリミッターを使わない場合の取扱いにつきましては供給規程の附則で換算灯数ということを区分をいたしております。その附則の規定が生きました、やはり今回のこどに藉口して取扱いを変えるのは不適当であると思っております。

○多賀谷委員 それじゃ換算規程があるから当然換算規程に従つてのみしかできない、今後供給契約の内容的な変更はできない、こう承知していいわけですか。

○岩武政府委員 需用家との協議がない限りできないと思っております。供給規程においても需用家と協議してきめるとなつております。協議ができるまでは換算灯数の基準によつていうことになつております。先ほど申し上げましたように、一方的にこれを変更するのには不適當と思つております。○加藤(清)委員 関連して大臣に聞きたのですが、電流制限器の取りつけを前提としてアンペア制度が認可されたものであると私は思ひます。その実施がまだ十分でない、材料も足りないし、いろいろ十分でない、ここ二年はおろか五年たつてもなお十分

でない、こういう答弁でしたが、はなはだしくおくれてくるわけなのです。そうなった場合に別な換算の仕方でアーミットーを取りつけたと同じような料金を取る、こういうことになる。そうすると設備はしないで権利だけ行使するということになりますが、それを大臣は認められますかということが一点。

それを認めるか認めないかというとさきに、今局長さんのお話ですと、需用家と協議の上でやるのだ、こうおっしゃつたが、いまだかつて需用家と配電会社との間で、料金なり何なりを制定するときに協議が行われたためは一度もない。それほど親切であるならば、少くとも国会くらいでは十分な協議が行われるはずなのに、国会においてさえも配電会社は何も言わずにやつてきて、政府の人だけに話をちょねちょねやつてそうしてばんと上げることをやつておる。いわんや需用家に相談があるかないかは九段の宿舎に行つてごらんになると一番よくわかる。われわれの住んでおるところのあのリミッターでさえも文句なしにびっしりとやつておる。相談された覚えはありません。まして農民とかあるいは中企業とか、そういうところに配電会社が一々相談に来てやられたためではありません。まして農民とかあるいは中企業とか、そういうところに配電会社が一々相談に来てやられたためではありません。まして農民とかあるいは中企業とか、そういうところに配電会社が一々相談に来てやられたためではありません。

○水田国務大臣 今申しましたように、事実は私どもはないと思つております。もしやつたらどうかといふことを具体的にやつたらあなたはどうなさいます。

○加藤(清)委員 今申しましたように、事実は私どもはないと思つております。もしやつたらどうかといふことを具体的にやつたらあなたはどうなさいます。

○水田国務大臣 今申しましたように、事実は私どもはないと思つております。もしやつたらどうかといふことを具体的にやつたらあなたはどうなさります。

午後二時五十四分散会

際の問題として協議があつたかなかつたかはともかくとしまして、現実に十アンペア以上の人か、それ未満の人かは現在料金を取る場合に実際にはきまつておりますので、この措置をとつてもその区分を変更しない。これは事実上変えることはできないと思ひますので、今後協議して変えるかどうか。法律上はそうなつておつても事実上、協議しなければ変えられないのですから、これは勝手に電力会社が、今までには君のところは五アンペアの範囲の中だったが、今度は違うのだといふ変はないものと私どもは思つております。

○加藤(清)委員 今申しましたように、事実は私どもはないと思つております。もしやつたらどうかといふことを具体的にやつたらあなたはどうなさいます。

○水田国務大臣 今申しましたように、事実は私どもはないと思つております。もしやつたらどうかといふことを具体的にやつたらあなたはどうなさります。

○加藤(清)委員 今申しましたように、事実は私どもはないと思つております。もしやつたらどうかといふことを具体的にやつたらあなたはどうなさります。

○水田国務大臣 今申しましたように、事実は私どもはないと思つております。もしやつたらどうかといふことを具体的にやつたらあなたはどうなさります。